

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

以下のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年9月15日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

求人媒体による新BOP職員募集掲載委託

(2) 目的

世田谷区では、放課後の児童の安全・安心の活動の場として、世田谷区立新BOPにおいて放課後児童健全育成業務を実施しており、その運営を区の正規職員及び会計年度任用職員等で担っている。

このうち、特に会計年度任用職員については、毎月募集を実施するなどの採用活動を行っているところだが、必要な資格や技量を有し、かつ正規職員並みの日数が勤務可能な人材を十分に確保することが困難なことから、今般、求人媒体サイトによる人材確保を行い、安定的な事業運営を図る。

(3) 業務内容

1.1 募集原稿の作成及び掲載前後の修正

幅広い業種や職種の多様な経験等を有する者に対して、世田谷区が求める人材について発信し、応募を促進するため、求人媒体上に世田谷区の新BOP職員募集に関する募集原稿を作成し発信する。

本原稿では、区が求める人材の具体的・効果的な募集条件等を掲載するとともに、当該職務に関する区の取り組み等を紹介し、区で働くことの魅力・やりがいをPRする原稿を作成・掲載することで、区が求める人材に応募してもらえるような工夫をすること。なお、原稿は区と協議のうえ、適宜修正すること。

1.2 募集原稿の掲載

「エン転職」「マイナビ転職」「女の転職」「イーキャリア」「キャリアオク」の5媒体へ掲載する。掲載時期、スカウトメール等のその他オプションについては、別添1「世田谷区新BOP指導員募集要項【令和5年度中途採用】」別紙2「放課後の小学校で子どもたちと関わる仕事をしてみませんか？(新BOP指導員)」を踏まえ提案すること。なお、別紙1「世田谷区新BOP指導員募集要項【令和5年度中途採用】」のうち、求人媒体へ掲載する新BOP指導員の区分は、「新BOP指導員A」、「新BOP指導員B」、「新BOP指導員C」とする。

1.3 掲載中の効率的な採用支援

労働市場や応募状況などを考慮した募集原稿の修正、求職者への効果的なアプローチ、応募者の書類選考、面接、内定承諾に至るまでの効率的・効果的な採用支援について提案すること。ただし、求人応募者の書類選考、面接、内定承諾そのものは世田谷区で行う。

1.4 各掲載先の応募効果分析、報告書の作成、納品

各掲載先の応募効果を分析した報告書を作成、納品し、今後の掲載方法について助言すること。

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有しているか、同等の条件を満たしていること。なお、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

履歴事項全部証明書

税務署が発行する納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」)

税務署が発行する法人事業税

財務諸表(過去2年間)

(3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5) 「エン転職」「マイナビ転職」「女の転職」「イーキャリア」「キャリアオク」の各求人媒体の取り扱い許可書を取得していること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 審査方法

(1) 提案内容を合議により審査するため、審査委員会を設置する。

(2) 会社名を伏せ匿名とし、提案書と見積書を基に審査委員会にて総合的に審査を行う。

(3) 審査を行う上で、疑問点や確認事項が生じた場合には、担当者より該当する応募事業者に照会し、担当者が回答を受け、審査者に報告する。

5 提案書を特定するための評価基準

(1) 的確性

区の目的を理解した的確な提案となっているか。

(2) 実行力

目的を達成するための体制を有しているか。

(3) 信頼性

報告内容に信頼できる過去の事業実績を有しているか。

(4) 価格の妥当性

実施するための手法や体制に見合った妥当な価格となっているか。

6 手続き等

(1) 担当部課

子ども・若者部児童課

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎2階20番窓口

電話 03-5432-2493 FAX 03-5432-3016

電子メール SEA02247@mb.city.setagaya.tokyo.jp

説明書の交付期間、場所

交付期間 令和5年9月15日(金)～9月22日(金)

交付場所 上記(1)窓口にて交付(ホームページからダウンロード可)

(2) 参加表明書の提出期限及び場所

提出期限 令和5年9月22日(金)午後5時まで(必着)

提出場所 上記(1)窓口へ持参または郵送

郵送等による提出の場合、到着確認の連絡を必ず行うこと。また、未着や遅延については、理由を問わず提出を受け付けない。

(4) 質問の提出期限及び提出方法、回答方法

提出期限 令和5年9月25日(月)午後5時まで(必着)

提出方法 上記(1)担当部課へ電子メールによる

回答方法 令和5年9月27日(水)

参加表明書を提出した事業者すべてにメールで回答

(5) 提案書の提出期限及び提出場所

提出期限 令和5年10月5日(木)午後5時まで(必着)

提出場所 上記(1)へ持参又は郵送(書留郵便に限る)。郵送による提出の場合、到着確認の連絡を必ず行うこと。また、未着や遅延については、理由を問わず提出を受け付けない。

なお、後日メールにて提案書及び見積書のデータを区に提出すること。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6の(1)に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。

(8) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。

- (9) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (10) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (11) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (12) 詳細は提案要求説明書による。
- (13) 本案件は、令和5年度の提案限度額を4,972,000円(税込み)としている。